日本年金機構における環境・省エネルギー対策実施計画

平成２７年７月２９日
平成２８年７月２７日改正
平成３０年７月２７日改正
令和　４年９月２２日改正
令和　７年４月　１日改正

Ⅰ．目的

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和７年２月１８日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に準じ、日本年金機構が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

Ⅱ．計画

１　対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、日本年金機構が行う全ての事務及び事業を対象とする。

２　実施計画の期間

本計画は、令和２２年度までの期間を対象とする。

３　温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、平成２５年度を基準として、日本年金機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を令和１２年度までに４３％以上削減、令和１７年度までに６５％削減、令和２２年度までに７９％削減することを目標とする。

４　個別対策に関する目標

（１）太陽光発電の導入

設置可能な施設について、太陽光発電設備の設置を推進していく。

（２）新築建築物のＺＥＢ化

今後予定する新築事業については原則ＺＥＢ Oriented相当以上とし、令和１２年度までに新築建築物の平均でＺＥＢ Ready相当となるこ

とを目指す。また、令和１２年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、さらに高い省エネルギー性能を目指す。

（３）電動車の導入

日本年金機構の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については令和７年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）は令和１９年度までに全て電動車とする。

（４）ＬＥＤ照明の導入

既存設備を含めた日本年金機構のＬＥＤ照明の導入割合を令和１２年度までに１００％とする。

（５）再生可能エネルギー電力の調達

① 令和１２年度までに日本年金機構で調達する電力の６０％以上を再生可能エネルギー電力とする。

② 令和１２年度以降について、再生可能エネルギー電力を６０％以上調達した上で、令和２２年度においては調達する電力の８０％以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

５ 措置の内容

政府実行計画で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

（１） 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

① 太陽光発電の最大限の導入

ア 新築する施設等の建築物における整備

日本年金機構が新築する施設等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することに努める。

イ 保有する既存の施設等の建築物及び土地における整備

日本年金機構が保有する既存の施設等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することに努める。

ウ　整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の施設等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

②　ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能になることから、日本年金機構が保有する建築物等への導入を率先して進める。また、具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立）を踏まえながら検討していく。

（２）建築物の建築、管理等に当たっての取組

①　建築物における省エネルギー対策の徹底

ア　建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

イ　低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ＺＥＢ Oriented相当以上とし、令和１２年度までに新築建築物の平均でＺＥＢ Ready相当となることを目指す。また、令和１２年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

ウ　施設に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。

エ　気象状況を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、施設内における適切な室温管理[i]を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。

②　新しい技術の率先的導入など２０５０年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

（３）財やサービスの購入・使用に当たっての取組

①　電動車の導入

日本年金機構の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については令和７年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）は令和１９年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

②　ＬＥＤ照明の導入

既存設備を含めた日本年金機構のＬＥＤ照明の導入割合を令和１２年度までに１００％とする。また、可能な限り調光システムを併せて導入し適切に照度調整を行う。

③　再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

ア　令和１２年度までに日本年金機構で調達する電力の６０％以上を再生可能エネルギー電力とする。

イ　令和１２年度以降について、再生可能エネルギー電力を６０％以上調達した上で、令和２２年度においては調達する電力の８０％以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

④　省エネルギー型機器の導入等

ア　パソコン、コピー機等のＯＡ機器、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。

イ　機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

⑤　ＧＸ製品の率先調達

ＧＸ製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、日本年金機構の事務及び事業における率先調達に可能な限り取り組む。

⑥　自動車利用の抑制等

ア　テレビ会議システムや電子申請等の活用により、職員及び来所者等の自動車利用の抑制・効率化に努める。

イ　通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等の公共交通機関や自転

車の利用を推進する。

⑦　用紙類の使用量の削減

ア　各種会議及び決裁事務について、ペーパレス化の推進を図る。

イ　会議用資料について可能な限り両面印刷、両面コピー、２アップ印刷を実施し、簡素化を図る。

ウ　ペーパーレスを促進するため、電子メール、ＬＡＮの活用を行う。

⑧　再生紙等の使用

コピー用紙、封筒等の用紙類については、再生紙の使用を推進する。

⑨　再生品等の活用

再生材料から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品の使用を推進する。

（４）その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

廃棄物の３Ｒ＋Renewable

施設等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、３Ｒ（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））Renewable(バイオマス化・再生材利用等)の徹底を図り、サーキュラーエコノミー（循環経済）を総合的に推進する。

（５）ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

①　ワークライフバランスの確保

有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直し及びノー残業デー等の徹底により、残業の削減を図る。

②「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの推奨

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

Ⅲ．実施体制

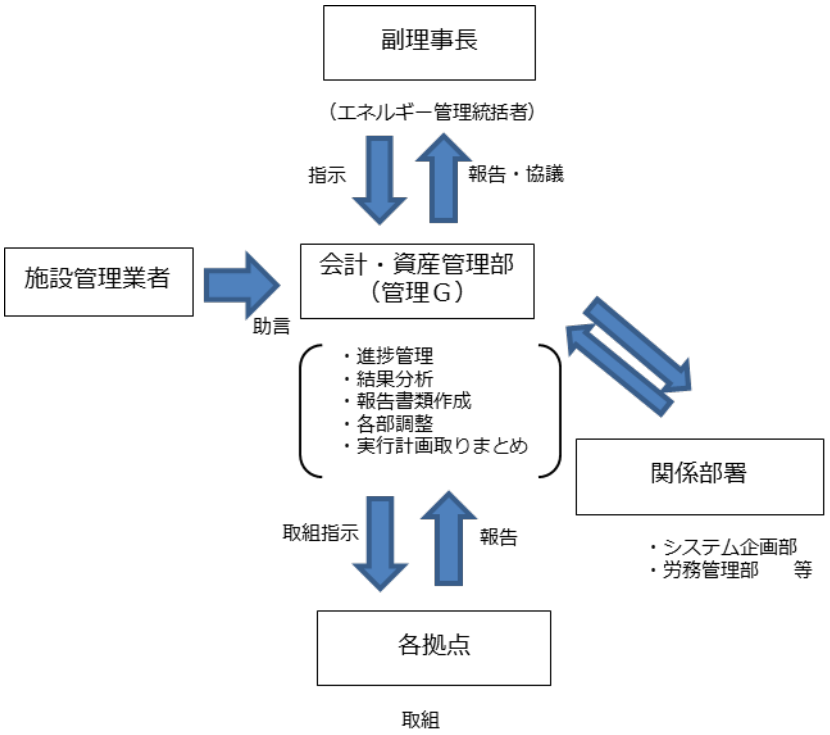

Ⅳ．実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・評価・点検は、会計・資産管理部で行う。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、副理事長が行う。

[i] 人事院規則 10-4（職員の保険及び安全保持）（昭和４８年人事院規則 10-4）及び事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）において、執務室の気温等に関する基準が示されていることに留意が必要。